

1. 件 名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（柏崎刈羽原子力発電所 保安規定）【29】
2. 日 時：令和2年8月4日 10時00分～11時45分
3. 場 所：原子力規制庁8階A会議室（TV会議システムを利用）
4. 出席者（※…TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

新基準適合性審査チーム

義崎管理官補佐、角谷安全審査官、照井安全審査官、桐原調整係長  
実用炉監視部門

平田上席監視指導官、久光上級原子炉解析専門官（BWR班）※

事業者：

東京電力ホールディングス株式会社

原子力運営管理部 保安管理G マネージャー 他18名※

日本原子力発電株式会社

発電管理室 プラント管理Gr 担当 他1名※

## 5. 要旨

- (1) 東京電力ホールディングス株式会社から、令和2年3月30日に提出された柏崎刈羽原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書の内容について、令和2年7月30日及び8月3日の提出資料に基づき説明があった。
- (2) 原子力規制庁から、主に以下の点について説明等を求めた。
  - 柏崎刈羽7号炉の審査を踏まえ、BWR保安規定基本方針のLCO適用期間等を見直す場合、同基本方針の変更案の審査会合への付議の仕方をBWR電力内で検討すること。
  - 保安規定66-14-2（BOP閉止措置）の要求される措置である「BOPの閉止状況を確認する」については、運転中に想定される重大事故に対応するものであり、停止時には必要がない旨を明確にすること。
  - コメント回答に引用している工認資料が最新版であるか確認するとともに、7号機の非常用ディーゼル発電機の発電所を安全に停止させるための負荷として5号機原子炉建屋緊急時対策所が含まれるとの説明であれば、工認資料において明確にすること。
  - 復水貯蔵槽を水源とした原子炉隔離時冷却系の実条件性能確認に関し、原子力安全に対するリスクも踏まえた上で起動工程上の実施のタイミング、実施方法等について説明すること。
- (3) 東京電力ホールディングス株式会社から、了解した旨の回答があった。

6. その他

関係資料：なし